

農業を経営する皆様へ

備えの種をまこう。

# 『収入保険』は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

埼玉県では令和2年加入者の  
約3人に1人に平均170万円の  
補てん金をお支払いしました！



令和2年加入者の514経営体（R2確定申告済）のうち

補てん金の請求 168件（請求率32%）

支払補てん金 約2億9千万円

内)つなぎ融資（無利子）約4千5百万円（申請6経営体）



（令和3年6月20日現在）

※ 全国的には、36,142経営体のうち15.6%にあたる5,622件の請求があり、  
約131億円の補てん金を支払いました。（令和3年4月30日現在）

- 請求の原因となった主な被害 -

新型コロナウイルスの影響による出荷制限、梅雨時期の長雨・日照不足による収穫量の減少、市場価格の低下、夏場の高温による品質低下があげられます。

（令和3年4月30日現在）

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく  
農業者の経営努力では避けられない収入減少が  
補償の対象です！



## 加入できる方

**青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。**

1. 保険期間開始前に加入申請を行います。
2. 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、（令和4年も対応）  
野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、  
収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（1年間）することができます。**

※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

## 保険期間

税の収入算定期間（会計期間）と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間（会計期間）

## 補償内容

**保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。**

1. 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
2. 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
3. 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
4. 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

# 収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、基準収入1,000万円の場合、

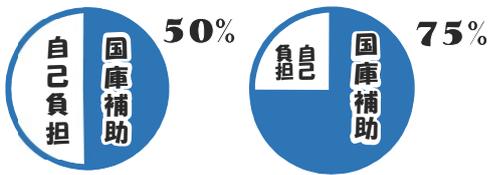
- 保険方式の保険料8.9万円、
- 積立方式の積立金22.5万円、
- 付加保険料2.2万円

最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の収入がゼロになったときは、

810万円（積立金90万円、保険金720万円）

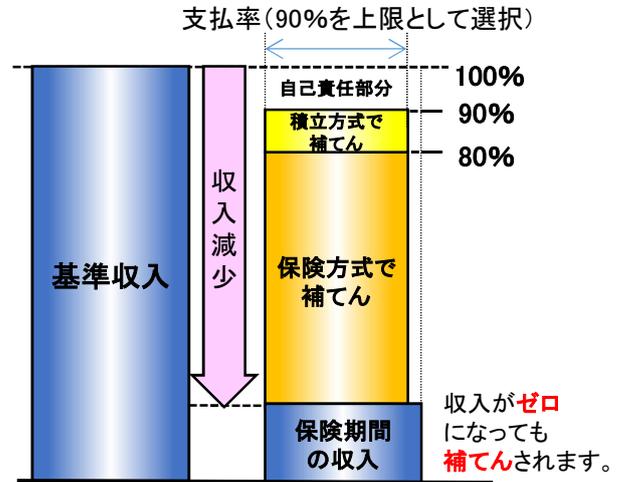
の補てんが受けられます。



※掛金は、国の補助があります。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）ができます。

基本のタイプ（最大補償選択時）



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

保険料の安いタイプもあります！

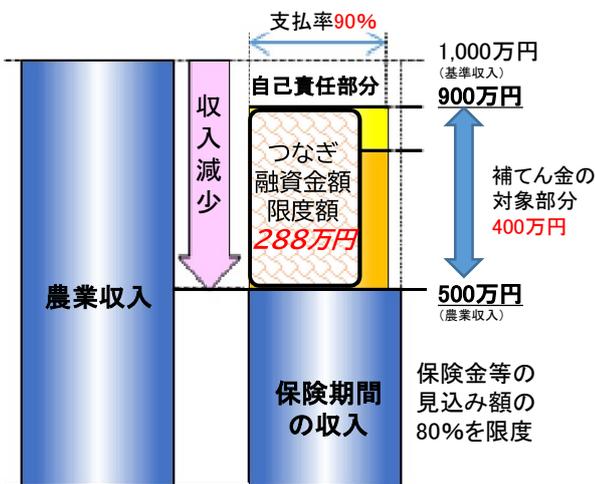
## 無利子のつなぎ融資が受けられます！



農産物に大きな損害が発生したんだけど、収入保険の補てん金が出るのは来年の確定申告の後だよな。今すぐ、資金が必要なんだけどな。



保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。まずは、事故発生の状況をご連絡下さい！



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

左記、1,000万円の基準収入で保険期間中の農業収入が500万円の見込みの場合

「補てん金の受け取り見込額」

【  $400\text{万円} \times 90\% \text{ (支払率)} = 360\text{万円}$  】

その8割の **288万円** を限度につなぎ融資を借り入れすることが可能となります。

※つなぎ融資を受けた金額は、補てん金と相殺して返還することになります。

# 収入保険に関する相談窓口

- 収入保険について、加入条件や補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問い合わせください。



問い合わせ窓口および連絡先	管轄区域
<b>本所</b> 〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 TEL：048-645-2141 Eメール：honsyo@nosai-saitama.jp	埼玉県下一円
<b>中部統括支所</b> 〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1 TEL：049-235-8711 Eメール：tyubu.tou@nosai-saitama.jp	中部統括支所は、下記管轄区域のほか、東松山支所・上尾支所を統括する。 川越市・ふじみ野市・三芳町・富士見市・所沢市・入間市・狭山市・飯能市・日高市・坂戸市・毛呂山町・越生町・鶴ヶ島市・志木市・新座市・朝霞市・和光市
<b>東松山支所</b> 〒355-0035 東松山市大字古凍28-1 TEL：0493-22-0655 Eメール：matuyama@nosai-saitama.jp	東松山市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・鳩山町・東秩父村
<b>上尾支所</b> 〒362-0005 上尾市大字西門前523-1 TEL：048-779-6911 Eメール：ageo@nosai-saitama.jp	さいたま市（岩槻区を除く）・上尾市・伊奈町・桶川市・北本市・鴻巣市（旧川里町を除く）
<b>北部統括支所</b> 〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322 TEL：048-533-8030 Eメール：hokubu.tou@nosai-saitama.jp	北部統括支所は、下記管轄区域のほか、本庄支所・秩父支所を統括する。 熊谷市・深谷市・寄居町
<b>本庄支所</b> 〒367-0046 本庄市栄3-8-20 TEL：0495-21-0255 Eメール：honryo@nosai-saitama.jp	本庄市・美里町・神川町・上里町
<b>秩父支所</b> 〒368-0013 秩父市永田町1-8 TEL：0494-22-0647 Eメール：titibu@nosai-saitama.jp	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
<b>東部統括支所</b> 〒361-0012 行田市大字下須戸913 TEL：048-559-1588 Eメール：toubu.tou@nosai-saitama.jp	東部統括支所は、管轄区域のほか、宮代支所・越谷支所を統括する。 行田市・鴻巣市（旧川里町）・加須市・羽生市
<b>宮代支所</b> 〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1 TEL：0480-32-1015 Eメール：miyasiro@nosai-saitama.jp	さいたま市（岩槻区）・春日部市・久喜市・白岡市・蓮田市・宮代町・幸手市・杉戸町
<b>越谷支所</b> 〒343-0011 越谷市増林2-82 TEL：048-965-7251 Eメール：kosigaya@nosai-saitama.jp	戸田市・蕨市・草加市・川口市・越谷市・八潮市・松伏町・吉川市・三郷市

農林水産省経営局保険課

TEL：03-6744-7147 mail：syunyu-hoken@maff.go.jp

全国農業共済組合連合会

TEL：03-6265-4800 mail：syunyhoken@nosai-zenkokuren.or.jp

（ホームページ：http://nosai-zenkokuren.or.jp/）



NOSAI全国連

検索

農水省のHPでも様々な情報を公開中